

平成25年第20回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年10月21日(月)

場 所 光が丘第一中学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

(1) 議案第39号 練馬区教育委員会教育長の任命について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成24年度決算特別委員会および平成25年度予算特別委員会における質問項目について
学校管理下における食物アレルギー等対応の手引きについて
小中一貫教育に関する文部科学省調査研究事業について
学校給食の放射性物質検査の実施について
「教育課程検証のための意識調査」の結果について(速報値)
「練馬区子ども・子育て支援事業計画」の策定等に向けたニーズ調査の実施について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

5 視察

(1) 光が丘第一中学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 0時40分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

おはよう。ただいまから、平成25年第20回教育委員会定例会を開催する。

本日は、光が丘第一中学校の会議室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力をいただき、ありがとう。

また、本日は、案件の最後に授業の視察と、午後1時30分から会議室において、保護者の皆さんと意見交換会を予定している。日程の進行については、各委員のご協力をお願いします。

本日は傍聴の方がお一人おいでになっている。よろしく願います。

教育総務課長

本日、教育振興部長およびこども家庭部長については、区議会の視察に同行して欠席していることをご報告させていただく。よろしく願います。

委員長

それでは、案件に入る前に河口教育長の任期について、ご報告させていただく。

河口教育長の任期は10月28日までとなっていたが、去る10月16日に第三回練

馬区議会定例会において、教育委員会委員の任命同意議案が可決されるとともに、志村区長から10月29日から引き続き教育委員の任命を受けたので、ご報告させていただきます。

それでは、案件に入る。

本日の案件は、議案1件、陳情5件、協議1件、教育長報告7件、視察1件である。

(1) 議案第39号 練馬区教育委員会教育長の任命について

委員長

初めに、議案である。

議案第39号 練馬区教育委員会教育長の任命についてである。初めにこの議案について説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条の規定では、教育委員会に教育長を置くものとされている。冒頭でも報告したとおり、河口教育長は、去る10月16日に第三回練馬区議会定例会において、教育委員会委員の任命同意議案が可決されるとともに、志村区長から10月29日から引き続き教育委員の任命を受けたが、教育長としての任期については10月28日までとなる。

そこで、地方教育行政法第16条2項の規定に基づき、委員長を除く4名の教育委員の中から、10月29日以降の教育長を教育委員会が任命しなければならないので、本日委員長としてこの議案を提出した。

なお、この議案については、ただいまから審議を行うが、地方教育行政法第17条第3項の規定により、議事内容に直接関係のある者については、その議事に参与できないので、議事内容にかかわる河口教育長には審議が終わるまで退室をお願いする。

教育長退室

委員長

それでは、各委員のご意見をお聞きする。

天沼委員

議案に同意する。

外松委員

ただいまの任命までの経過を伺っていて、私も天沼委員同様、同意する。

安藤委員

私も同意する。

委員長

皆さんに同意いただいた。私も委員長として提案しているので、全員一致で同意とい

うことでよろしいだろうか。
それでは、ここでまとめたいと思う。
教育長の入室をお願いする。

教育長入室

委員長

それでは、審議の結果が出たのでお伝えする。
河口教育委員に引き続き教育長をお願いしたいと思うが、ご異存はないか。

教育長

ありがとう。
引き受けさせていただく。

委員長

それでは、議案第39号については、原案どおり決定する。
ここで、引き続き教育長をお願いすることになった河口教育長にご挨拶をいただきたいと思う。

教育長

教育長に再任いただきありがとう。
最近は学校で不祥事が続いている。ただいま教育長に選任いただいたことに対して大変じくじたるものがあるが、保護者、そして児童・生徒ならびに区民の皆様の信頼に応えるような教育委員会事務局の運営に一層努力してまいりたいと思っている。
教育委員会制度、あるいは子ども・子育て新制度というように、大きく仕組みが変化をする時代を迎えているけれども、私としては着実に先頭に立って練馬の子供たちのために努力してまいりたいと思っている。引き続き皆様にご指導いただけるよう、よろしくお願ひ申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

委員一同

よろしくお願ひする。

委員長

教育長の仕事は、これからますます大変になるかと思うが、どうぞよろしくお願ひする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する

陳情書〔継続審議〕

- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。

継続審議中の5件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと伺っている。したがって、本日は、全て継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。この協議案件は、本日で8回目の協議となる。本日は、教育相談の充実のテーマに関する資料が提出されている。それでは資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま資料に基づき、教育相談の充実のテーマに関する報告書について説明があった。本日は、この報告書について審議してまいりたいと思う。

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

まず、施策の方向性ということで、教育相談室を増設するという言葉があるけれども、どこに増設するのが最適かということを考えて、開設していただきたいと思う。現在の現状では練馬、光が丘、関とあるが、どこを予定されているのか。

総合教育センター所長

今現在、大泉地区に1室を増設するという計画である。具体的には大泉区民事務所の

移転が予定されているので、その跡地に整備していこうと検討しているところである。

天沼委員

それから、3番の点検・評価のところである。まず、アの成果の2点目のところで、読んで内容がわからないわけではないが、2点目の終わりのところに、来室の難しい一定の場合においては家庭訪問教育相談を行うとあるけれども、一定の場合という表現の仕方は曖昧であり、どのようなことを示しているのかわかりにくい。

それから、同じページであるけれども、課題と今後の方向性については、一部修正を加えるなどして、より読みやすくまとめていただいている。大変読みやすかった。ただ、今後の方向性にまとめられた下から2行目の部分であるが、関係機関の連携について積極的な役割を担うことになるかとあるが、積極的な役割とは、どの程度のことを意味しているのか、また、何をもちて積極的といっているのか非常に曖昧だと思った。(仮称)学校教育支援センターを開設するのであるから、担い手として中心的・中核的な役割というようなまとめ方をした方が、より位置づけが明確になると思うが、いかがであるか。

総合教育センター所長

今、委員のご指摘のとおり、私どもの総合教育センターが発展的に改組して、学校教育支援センターを設置するわけである。表記については、教育的な意図が明確となるようなまとめ方としていきたいと考えている。

委員長

成果の2点目については、いかがか。

総合教育センター所長

大変失礼した。一定のという表現である。こちらについても具体的な表記に変えていきたいと思っている。今現在どのようなことが起きているのかということであるが、子どもが外出相談に来られるだろうと思いがちなケースであっても個別の事情によっては、難しい状況もある。例えば、初期の段階ではまだ人間関係が築けていないというようなケースである。そのような場合については、ご家庭の訪問等も含めて対応していくことにより、その後の適切な教育相談支援につなげていくことができると考えているところである。

委員長

私も一定という言葉は、仮定なのかもしれないと思ったが、今の説明であると、個別に対応しなければならないようなケースということなのか。

総合教育センター所長

外出相談の場合、約束をとって来所するところから始まることになる。例えば、ご本人から連絡がある場合については、第一歩が踏み出せているケースであるが、そうでないケースも実際にある。また、ご本人からではなく、ご本人の周りの方から相談につな

がってくるケースもある。そのようなところも丁寧に拾っていくという趣旨であった。言葉を補いながら、丁寧な表現にしていきたいと考えている。

委員長

よろしくお願ひしたいと思う。

関連して、その下に、教育相談員にはスーパーバイザーが設けられておりという表現であるが、文章のつながりがよくないと思う。ここは教育相談員ではなく教育相談室なのではないか。それから、スーパーバイザーは人を指すわけであるから、設けられているというのは適切でないと思う。制度という言葉は補うか、またはほかの言葉にするか、修正をお願ひしたい。

総合教育センター所長

この表現については、改めさせていただきたいと思う。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。

安藤委員

2番の基本施策に係る主な事業と実績の中に、スクールカウンセラーと、心のふれあい相談員についてまとめられている。スクールカウンセラーは保護者や教職員に対する助言や援助を行うとなっている。心のふれあい相談員も、後の意見・総合評価のところでは保護者や教職員の相談を受けているので、こちらにも教職員、保護者の相談に乗っているということを表記したほうがよいと思った。

また、スクールカウンセラーの説明の中で、専門的な経験を有する臨床心理士となっている。経験という意味では、心のふれあい相談員も同じだと思うので、経験というよりは資格というような表記がよいと思ったが、そのあたりはいかがだろうか。

委員長

この文章を初めて読む人にとっては、心のふれあい相談員とスクールカウンセラーの違いがどのようなものか関心があると思うので、今、安藤委員がおっしゃったように、資格が書いてあるとわかりやすいと思う。心のふれあい相談にも何か資格のようなものを挙げることはできないか。また、スクールカウンセラーと心のふれあい相談員の書き方を目的と仕事、その仕事内容と2つに分けたほうがよりわかりやすいと思う。それと、スクールカウンセラーの2行目の後ろあたりからの言葉がわかりにくい。児童・生徒へのカウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言や指導等を行うと書いてあるが、この文章の意味がはっきりしないので、言葉を加えていただけたらと思う。

教育指導課長

ご指摘いただいたとおり、心のふれあい相談員についても教職員、保護者等に対する助言、援助等を行っているので、そのような文言を加えていきたいと考えている。また、

スクールカウンセラーについては、臨床心理士の資格を有する者を配置しているので、そのような表現に変更していきたい。また、文章の書き方については、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーともに、目的、職務等についてわかりやすい文章となるように再度検討してまいりたいと思う。

委員長

よろしく願います。

安藤委員

ネリマフレンドについてであるが、登録人数が抜けているので、登録人数の記載をお願いしたいと思う。

教育指導課長

大変失礼した。数字が抜けていたので、記載させていただく。

安藤委員

続けて、点検・評価のところのアの1点目である。子供の教育的なニーズに応じるように、新しい事業が立ち上げられてきているとあるが、新しい事業について具体的な内容や事業名を入れてもらいたい。先ほど委員長がおっしゃったように、初めて読む人にわかりやすい報告書であったほうがよいと思うので、新しい事業とは一体何なのか、せっかく新たに始めた事業であるので、記載してもらいたい。

総合教育センター所長

ご指摘のとおりである。わかりやすい表現に改めさせていただきたいと思う。

委員長

先ほど2ページの適応指導教室のところフリーマインドの入室者数とトライの入室者数がそれぞれ記載されているが、不登校の子供のどの程度の方が利用しているかということがわかるとよい。4ページのあたりに2割程度と出ていたと思う。この数値は他区に比べたら、非常に高いという表現があったので、その点も加えていただきたい。

総合教育センター所長

この数字については、総合的に実務を行いながら2割程度は適用指導教室に不登校の子供が通っているという認識を持っているということである。ただ、一方で名寄せをする場合にしっかりと数字が出にくい状況にある。そのような意味から、2ページ目に具体的に数字を挙げるのは、現状の資料のつくり方からすると難しい。わかりやすい数値のとり方ということについても工夫してまいりたい。

委員長

難しいことはよくわかる。ただ、利用度が高いということを書いたほうがよりよいと

思ったので意見を言わせていただいた。工夫できることがあればよろしくお願ひしたいと思う。

委員長

ほかにご意見はあるか。

天沼委員

点検・評価のこの児童・生徒の不登校対策の充実についてである。1点目に全体での指導について書かれているが、これが何を意味しているのか中身がわかりにくいので、わかりやすいように工夫していただければと思う。

それから、同じページの課題の1つ目のところだが、中ほどに家庭生活による影響など複合化しているという表記がある。不登校対策については、家庭との連携が大切であるが、文章の最後に、学校と関係機関との連携がより一層とあるだけで家庭がこの中に含まれていない。可能であれば学校は、家庭や関係機関との連携というように改めてもらいたい。

教育指導課長

ご指摘いただきありがとうございます。成果の1点目に挙げた全体での指導ということであるが、これは学校の校内での組織的な対応ということである。改めて具体的な文言でわかりやすく変更したいと思う。また、課題についてであるが、学校と関係機関だけではなく、もちろん家庭とも連携を図っているので、文言を精査してまいりたい。

委員長

では、それに関連して4ページのこの課題の5行目、指導を受けていない件数がみられるとあるが、これも言葉のつながりがよくない気がした。指導を受けていないケースがある、または、指導を受けていないケースが見られるとして、件数という表記ではないほうがよいと思う。

教育指導課長

指導を受けていないケースである。そのように変更をさせていただきたいと思う。

委員長

そのようなケースが多い、少ないということなのかと思う。その点についても表記の方法をご検討いただきたい。

安藤委員

いじめ防止対策の推進についてである。課題の3つ目に関係機関との連携が必要であるとされている。前回の教育委員会で挙げられた課題にインターネットのいじめがあったと思う。もし発生件数が多いようであれば、個別に課題として挙げたほうがよい。インターネットによるいじめの対応は、学校や教育委員会が東京都の教育委員会と連携し

で行っている重要な取り組みとして、入れてもらいたい。

教育指導課長

学校のいわゆる裏サイトについて、東京都の教育委員会から情報を提供いただいている。また、情報モラル教育に関しては、各学校で児童・生徒を対象とした研修会を行うとともに、保護者等への働きかけも行っている。そのような部分についても加えていきたいと思う。

委員長

いじめ防止対策の推進の成果の1点目の3行目であるが、現場に則してとあるが、現場よりも実態に即して、または実態に応じてという言葉のほうがよいのではないかとと思う。

教育指導課長

現場に則してというところであるが、各小中学校の実情、実態に即して支援、働きかけ、取り組み等を行っているので、文言を整理してまいりたいと思う。

委員長

今後の方向性の2点目のところだが、私が前回申し上げた意見を受けてまとめていただいているのではないかと考えるが、多少内容が違うように感じる。24年度から設置されているいじめ等対応支援チームを活用して、以下のことをするというのではなく、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、さまざまな活動をするということである。そのような言葉を入れていただきたい。アンケート調査は大変有意義な活動であるということを皆さんがおっしゃっていたが、それは1つの例として挙げて、そのほかの重立った活動や対策を幾つか挙げて、そのような取り組みを今後も継続的に実施していくというように、少し簡単な表現でよいかもしれない。何かあったときに動くのではなくということを私は申し上げたが、書き言葉としてはあまりふさわしくないで、その言葉はなくてもよいと思う。もう一回、例を挙げると、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、いじめ実態把握のアンケート調査、そのほかの取り組みを幾つか挙げて、そのような取り組みを今後も継続的に実施していくということである。このような書き方でいかがだろうか。

教育指導課長

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づいて対応していくという内容を記載したかったが、具体的にいじめ等対応支援チームを挙げてしまった。わかりやすく、文言を整理してまいりたいと思う。

委員長

いじめ等対応支援チームの立ち上げたということは、評価できることだと思うので、それを入れていただくのもよいかもしれない。活用しというようにまとめていただいた

が、活用で文章がとまっていればよかったかもしれない。気になったので、修正をよろしくお願ひしたいと思う。

安藤委員

先ほどのところに追加させていただく。

委員長

どこであるか。

安藤委員

ネリマフrendの説明のところである。ささいなことかもしれないけれども、主な実績が申請8件、小学生1人、中学生5人となっている。これは足し算することができない。表記をあらためることはできないか。

教育長

合計8件ということである。

安藤委員

合計8件だと思うのだが、これでは読み取ることができない。

教育指導課長

失礼した。延べの申請数となっているので、精査してまいりたいと思う。

委員長

延べの申請数は8件だったけれども、実際に行われたのは6件だったということである。そのあたりは精査して、誤解のないように変えていただきたい。

安藤委員

よろしくお願ひする。

委員長

それでは、各委員からさまざまなご意見をいただいたが、本日の審議はここまでとして、継続としたいと思う。事務局においては、本日の審議を踏まえて修正案を作成して、次回提出をお願ひする。

(1) 教育長報告

平成24年度決算特別委員会および平成25年度予算特別委員会における質問項目について
学校管理下における食物アレルギー等対応の手引きについて
小中一貫教育に関する文部科学省調査研究事業について
学校給食の放射性物質検査の実施について

「教育課程検証のための意識調査」の結果について（速報値）
「練馬区子ども・子育て支援事業計画」の策定等に向けたニーズ調査の実施について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

今日は7件報告をさせていただく。願います。

委員長

それでは報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

天沼委員

政府の教育再生実行会議や中央教育審議会でさまざま検討されていて、これから答申が出されると思う。教育委員会制度に関する質問として、2ページに31番、32番が出ている。どのような質問があり、どのように回答されたかお聞かせいただきたいと思う。

教育総務課長

教育委員会のあり方、教育委員会委員長の議会への出席について質問があった。教育委員会のあり方についてであるが、委員の選任については、どのような方法で行われているのかという質問であった。それから他自治体で教育委員長が議会に出席しているケースがあり、練馬区での考え方についてご質問をいただいたところである。

教育委員会のあり方については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて行われているということを回答した。教育委員会委員長の議会への出席については、今、中央教育審議会において、ご議論いただいているところであるため、その推移を踏まえて区議会からもご意見をいただいて、対応してまいりたいと回答させていただいた。

委員長

よろしいか。

天沼委員

はい。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。

外松委員

3ページに学校応援団に関することという項目があり、質問が2つあるけれども、どのような質問だったか教えてもらいたい。

子育て支援課長

学校応援団を全校設置した。さまざまな事業を展開する中で、質問いただいた委員の周辺の学校では担い手が少なく、苦労しているというご意見をいただいた。次の質問にもあるとおり、民間事業者等に委託するとうい方法もあるのではないかとのご意見であった。

これについては、区としても支援しながら、活動を続けていただいている。今後、放課後全児童対策として、さまざま状況が変わってくることが考えられるが、そのような中で、どうしても担い手がないということあれば、民間事業者への委託等も含めて、検討していく必要があるのではないかと答弁させていただいた。

天沼委員

2ページの45番の被災地体験学習についてである。この事業については昨年実施して、大変大きな成果が上げられたと考えている。今年度は実施するかどうかお伺いしたい。

教育総務課長

昨年度実施した被災地体験学習は、大きな成果が得られたということをお伝えした。この答弁を受け、委員から継続してもらいたいという趣旨のご質問をいただいた。

たしかに子供たちにとって、大変大きな成果があったと感じているが、今、現地は災害の復旧に力を入れている状況である。昨年度、当事業を実施するに当たり、先方に大きな負担をかけてしまったところもある。震災直後から状況も大きく変わってきているところもあるが、もし実施できるのであれば、昨年度と同じような形態というよりは、別の形態で子供たちに震災を考える機会を提供できればと考えていると回答させていただいた。

天沼委員

よくわかった。災害はどんなときにどんなところでどういう形で起きるかわからない。そのときにどのように対応できるのかということが大切である。直接被災地へ行って、そこで学び取るものもあると思う。子供たちに対して、今後も継続的に啓発していくために、学びの機会を設けてもらいたい。昨年度実施して、大変よい結果を生んでいたの

で、継続していただきたいと思っている。よろしく願います。

安藤委員

1ページの14番のガイダンスカウンセラーについてである。ガイダンスカウンセラーは新しく導入するのか、それともスクールカウンセラーや心のふれあい相談員と併用するのか。

総合教育センター所長

ガイダンスカウンセラーは、民間の団体が認定するものである。ガイダンスカウンセラーという枠組みが新しい試みを始めている。スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を有する者ということであるが、このガイダンスカウンセラーの動きの前提には、臨床心理士の資格を有しない方々の活動といったものがある。集団に対して面談を行うなどの場合にガイダンスカウンセラーという枠組みを活用することができるのではないかという趣旨であった。民間の資格であり、どのようなことが行われているか調査研究をしながら、必要性に応じて補充的に対応することもあるとお答えしている。

外松委員

教育内容に関するところの10番であるけれども、これは具体的にはどのような質問だったのだろうか。

学務課長

質問の内容についてである。特別支援学級への就学相談は、学務課で行っている。先に身体的、知的に気になるお子様のご相談をお受けして、その後、適切な教育環境となるように支援しているわけだが、そのような分ける教育ではなくて、皆が一緒に学級で教育を受けるべきであるという質問である。それと就学時健診を廃止すべきであるというご質問の趣旨もあった。

その回答についてである。先ほど申し上げたように就学後の支援を適切に行っていくためには、就学相談も就学時健診も必要であると回答した。

委員長

私も質問させていただく。

4ページの(4)の教育に関する質問内容の4番についてである。学校情報化の推進についてということであるが、どのような内容の質問であったか。

教育企画課長

学校情報化の推進についてである。項目としては1つになっているけれども、2名の委員から質問を受けた。内容についてである。1つ目は、インターネットを各教室で使えるようにするためにLAN整備を行っているが、その整備はどの程度進んでいるかということであった。この質問については、谷原小学校の改築に伴って各教室までのLAN整備を行ったと回答したところである。

もう一つは、去る6月に政府がITの宣言を閣議決定した。それをどのように受け止めたかということである。閣議決定の内容としては、タブレット端末を子供に1人1台配付するということが含まれていたのだが、それに対する受け止めについてであった。この質問に対する回答としては、方向は同じ方向を向いているけれども、やはり1人1台というようなことについては難しい状況もある。学校の配備システムの最適化計画に基づいて、学校情報化を進めているけれども、その計画の中にタブレット端末の配付は、含まれていないため、次の計画の中で考えていきたいと回答した。最終的には費用もかかるので、今の財政状況の中では難しいかもしれないが、あきらめずに頑張ってもらいたいという激励をいただいた。

外松委員

学校の情報化に関連してお伺いしたい。練馬区の場合、各教室のLAN整備が終わるまでまだ時間がかかり、引き続き毎年度取り組んでいかなければならないと捉えてよろしいか。

教育企画課長

職員室までのLAN整備については基本的に終わっているけれども、各教室まではまだ時間がかかる。ほとんど完了していない状況がある。一方で、授業におけるICTの活用ということを考えると、各教室までのLAN整備が必要である。財政状況もあって、厳しい状況にあるが、継続的に予算要求し、着実に進められるように調整していきたいと思っている。

委員長

ぜひよろしくお伺いしたいと思う。
ほかにご質問はあるか。

天沼委員

4ページに学校給食費の着服についてという項目がある。これだけではないが、このところ、資料紛失など、学校で不祥事が続いている。そのようなものに対して、どのようにしたらよいかという提案があればお聞きしたい。また、質問の趣旨にもよるが、教育委員会として、今後このようなことが起こらないように、どのように取り組んでいくのかというようなことを回答されているのであれば、その内容についてもお聞きしたい。

教育総務課長

着服事件の内容について、ご質問いただいたところである。質問の内容についてであるが、学校現場では、都費の事務、区費の非常勤の事務がいるが、人的な部分が不十分であるから、このような事件が起きたのではないかと指摘を受けたところである。しかしながら、私どもとしては、人がいる、いないということではなく、学校の徴収金の適正な管理に関するマニュアルを作成して、きちんと体制を整えているので、今後もそれ

らについて学校に周知して同様の事件が起こらないように対応していきたいと回答させていただいた。

天沼委員

会計であれば、監査役に当たるような仕組みをつくっておかなければ、似たようなことが起こってしまう。間違いが見つからないまま継続していたというようなことが起こってしまうのではないかと思う。今回は学校給食費の着服についてであるけれども、人が足りないことは確かによくわかるが、チェックシステムがないまま、すべての作業を担当者だけに任せるということではなく、組織として対応していかないと、同じようなことが起こってしまうのではないかと思った。

教育総務課長

給食費についてはご案内のとおり、栄養士、給食主任の先生、それから事務が役割分担しながら進めていて、それぞれチェック体制の中で事務を行っている。それ以外の教材費についても担当が1人にならないようにということと、それから管理職のチェック体制を徹底する必要がある。現在、徴収金の検討委員会において、今回の事件を踏まえて学校全体の具体的な対応といったものを調整しているところである。これについては、まとめ次第、学校に周知してまいりたいと考えている。

教育長

今、天沼委員から今回のさまざまな不祥事について、お話をいただいたので私から一言申し上げたい。今回さまざまな問題が学校で起きたが、1つには金銭管理の問題、もう一つは子供たちの個人情報の管理の問題である。この金銭管理と情報管理の問題が大きな問題として挙がって、しかも立て続けに発生している。これは我々としても大変重く受けとめなければならない。

金銭管理については、学校だけではなくて、新聞報道もあったけれども、生活保護費の預かり金の着服というか、紛失というようなことも起こり、練馬区全体としても非常に大きな問題として捉えている。これは学校だけではなくて、区全体としてお金の管理の問題をどのようにチェックするのか、あるいは手続の過程で問題がなかったのかということを含めて洗い出して、早急に対策の仕組みを打ち出していくという考えで動いている。したがって、これについては学校、それから区全体の問題として金銭管理の問題について、対策を今考えている最中であるということをもまずご理解いただいた上で、早急に年内にはその対策を発表していくことになる。それを徹底していくということを今予定している。

一方、情報管理の問題についてであるけれども、この問題については先般もある小学校で教員が子供の個人情報に関するものを持ち出して紛失してしまったというケースがあった。今回は学校の中であるけれども、転入学簿が紛失してしまった。立て続けに個人情報の管理に関する問題が起きたわけである。

個人情報の管理に関する問題については、校長を含めて、教員一人一人が扱っている子供たちの情報が個人情報であり、しっかりと管理しなければならないという認識を改

めて持ってもらうなければならない。そのことについては、これまでに何回も何回も言
ってはいるけれども、やはりどうしても甘さがあると云わざるを得ないわけである。実
は明日、緊急の臨時校長会を招集していて、その中で私から、そして教育指導課長から
具体的に情報管理に対する心構え、そしてまた具体的な方法について指示する。これは各
学校がわかっていることであるが、改めて学校内の先生方に認識を改めてもらうとい
うことで、意識の徹底を図りたいと思っている。

委員長

個人情報の管理についてである。学校は個人情報があふれているところである。意図
的に情報を流そうとした場合、簡単に情報が流れてしまいそうなところもある。今、全
体的な対策を検討されているということであるが、いろいろな条件が重なることがあ
ると思うので、具体的に配慮する点をご指導いただくと効果的ではないかと思う。大変難
しい問題であると思うが、心していかなければならないことだと思っている。よろしく
願います。

委員長

ご質問がなければ、次に行く。
それでは、報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

読ませていただいて、区立の保育園、幼稚園、小学校、中学校の先生方は、子供たち
の命を預かっているわけである。アレルギー対応については、専門的な知識もなければ
いけないし、一人一人にきめ細かく丁寧に対応していかなければならない。気をつけて
いかなければならないことが非常に多くある。現場のそれぞれの立場の方のご苦勞を非
常に痛感する。

資料4の1の20ページの(5)にエピペンの代理注射とある。基本的には児童の自
己注射が原則だけれども、代理で打たなければならない場合ということで、21ページ
の(7)にエピペンの打ち方があり、教職員全員が代理注射できるように周知すること
と記載されている。ということは、職員は、いざというときにエピペンを打たなければ
ならないということである。そのような場合、ガイドブックを見て、そのとおりに使え
ばよいのかもしれないが、やはり実際に自分で打つとなると、事前に経験しておきたい
というのが、現場の教職員の気持ちだと思う。そのような研修を行っているのか、お聞
きしたいと思う。

教育総務課長

今年度、東京都でエピペンを持っている子供の担任の先生、養護の先生を対象とした研修を年6回程度行うこととしている。研修の中で模擬のエピペンを用いて打つ練習をするという研修がある。このような研修でないと機材の貸し出しがないということである。また、エピペンを製造している製薬会社からエピペンの打ち方というDVDを寄附いただいている。このDVDについては、すでに各学校に配付してある。私も見たが、大変わかりやすいDVDであった。エピペンを持っている子供の担任や学校は、DVDを活用して、打ち方について理解を深めてもらいたい。

安藤委員

エピペンを持っている子供の先生が研修を受けているということであるけれども、先日、他の自治体で起きた事故のときは、担任の先生ではない方が対応されたと記憶している。担任の先生だけにとどまらず、ほかの先生方も研修ができればよいと思った。また、緊急時対応シミュレーションを行っているということであるけれども、避難訓練と同じことなので、定期的に行っていれば実際に事故があったときの対応が違おうと思う。ぜひより多く実施していただきたいと思う。

質問であるが、本人が動けなくなってしまう可能性もあるため、本人投与の場合についてもエピペンの保管場所については、把握しておいたほうがよいと思う。そのようなことが、このマニュアルには見当たらなかったが、いかがだろうか。

教育総務課長

資料の2ページ、3ページに食物アレルギー対応の流れがあるけれども、練馬区ではアレルギー疾患がある場合、アレルギー疾患の間診票というものを独自に作成している。特にエピペンのような、重症化するような場合には2番にある学校管理指導表の中で、医師の診断を受けた指導表に基づいて管理することとしている。学校管理指導表を提出していただいた場合には、保護者と担任の先生、あるいは養護の先生が、エピペンの保管場所を含めてその子の状況を共有して、緊急時には速やかに対応できるように体制を整えているところである。学校にエピペンを持った子供が複数いれば、子供一人一人の情報をそれぞれの学校の中で担任であるとか、養護教諭を含め、共有して、個別の対応を図るというような形で進めることとしている。

安藤委員

失礼した。見落としていた。

教育長

マニュアルを徹底して、全教職員がしっかりと読んで、自分のものとしているかというところが大事なことである。いざというときにこれを読んで、探してから対応を考えるようでは間に合わない。

外松委員

先ほど安藤委員から避難訓練と同じように、定期的に研修があったほうがよいという意見があったけれども、そのとおりだと思う。読んだり見たりして、その場はわかるが、実際に処置することを考えると、体で覚えていくということがとても大切なことである。救急救命の研修は大分進んでいるけれども、このエピペンを打つということも1つずつ取り入れて、実際にやっていくことが大事ななと思った。

委員長

私もこれを読んで、微に入り、細に入り、説明が大変詳しいのであるが、これをしっかり活用するのは、大変であると思う。学校には自然災害のときのマニュアルがあり、不審者対応へのマニュアルがあり、食物アレルギーのマニュアルがあり、個人情報の管理に関するマニュアルも近々できるようである。このようにマニュアルがあふれていると思う。このような資料を受け取った学校は、これをしっかりと保管していかなければならない。受け取ったときは所在がはっきりしているけれども、何年かすると、所在がわからなくなるという可能性も考えられる。このようなマニュアルを一括管理することがとても大事であると思った。

それから、自然災害に対する避難訓練については、多くの学校が計画的に行っている。そこに不審者対応の訓練が加わり、この食物アレルギーに関する訓練も加わることになると思う。各学校においては、それぞれの訓練を必要最低限、無理のない範囲で取り組んでもらいたい。学校現場はやることが大変多く、大変だとは思いますが、計画的に取り組んでいくことが大事だと思う。よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、食物アレルギーのことに關してはよろしいだろうか。

委員一同

はい。

委員長

次に、報告の 番、よろしくお願ひする。

教育企画課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願ひする。

外松委員

今回、この文部科学省の調査研究事業に応募していただき、大変よかったと思っている。毎年査定もあり、厳しいようであるが、ぜひご尽力いただきたい。よろしくお願ひする。

天沼委員

毎年査定があり、評価されて更新が決まるということである。したがって、教育委員会にも少なくとも年1回は経過を報告していただきたいと思う。

教育企画課長

報告の回数は、会議の進行状況にもよるけれども、節目でご報告したいと考えている。

委員長

よろしく願います。よろしいか。

それでは、報告の 番について願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

よろしいか。特にないか。

それでは、検査の実施をよろしく願います。

次に、報告の 番について願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

まず、非常に多くの皆さんにご協力いただいて、このような調査を行うことができた。そして、まとめる作業は大変だったと思う。ご尽力にまず感謝を申し上げたいと思う。

最初に二学期制について私の考えを言わせていただきたいと思う。1ページの学びの連続性というところであるが、小学校の先生方は非常に肯定的である。それに対して中学校の先生方は連続性につながるとは思わないという回答が多い。小学校の先生方は二学期制が始まる時に、三学期制とは異なるということを大変意識されて、二学期制の目的である学びの連続性をしっかりと捉えて、授業計画なども見直し、授業をされているからこそ、このような肯定的な数値になっているのではないかと推察する。しかし、残念ながら、保護者の回答を見ると、小学校の先生方の努力が保護者の方には伝わっていないように感じる。そして、また、中学校の先生方は教科担任制で授業をされているから、三学期制から二学期制に変わったとしても、二学期制により学びの連続性が生まれるということを意識されることが少ないのではないか。その点について教えていただきたい。

続いて2ページである。児童・生徒の一人一人に対してきめ細かい指導ができる。そして多くの評価資料を用いた評価や評定を行うことができるという設問であるが、これ

も二学期制の大きな特徴の一つである。この設問に対しても小学校は肯定的な回答が多くなっているが、中学校は否定的な回答が多くなっている。このように非常に大きな乖離があるわけである。二学期制の目標を掲げてスタートして何年か経過したわけだが、今回の調査結果は非常に興味深いものとなっている。二学期制の目標に対する小学校と中学校の乖離に目を向けて、この実態をつかんでいただき、今後の検討の参考にさせていただきたい。

教育指導課長

まず、小学校の教員についてであるが、二学期制の成果があったという意見が多かった。小中学校の教員、管理職が教育課程検証委員会の委員になっている。小学校の教員からは、長期休業前にも移動教室等の行事や面談を行うことができ、長期休業期間に向けて、子供たちに学びの連続性を確保することができる。あるいは、学期の期間が長くなることにより、よりきめ細かい指導ができ、評価についても多くの評価資料を用いて適正に評価することができるという意見をいただいた。

また、中学校の教員からは、都立学校にしても私立にしても、三学期制を前提として入試が設定されているので、第3学年での評価が入試に反映することは非常に課題が見られる。また、部活動の大会等についても三学期制を前提に実施されているので、定期テストと大会等の日程が重なってしまう。学びの連続性という点については、長期休業期間前に評価がないので、生徒が長期休業期間中の学習につなげることができず、長期休業後、長期休業前との連続がないままスタートしてしまうことが多いといった意見をいただいた。

委員長

ほかにご意見あるか。

天沼委員

全般的に最初のところは小中学校の教員の間での認識の違い、回答の違いということであるけれども、ほかのところでは教員、保護者、評議員の間で考え方が違うところがあり、こちらを立てれば、こちらが立たずということである。そして、それぞれに理由があるという状況である。例えば、土曜授業を実施しないほうがよいという方からは、クラブ活動、校外活動に参加できなくなるということが挙げられている。一方で、評議員の方からは、土曜授業があることにより、ゆとりを持って授業に臨める、学習内容の理解のためによいというような理由が挙げられている。賛成と反対に意見が分かれているので、大変難しい状況である。どちらか一方に方針を決めれば、どちらか一方を断念せざるを得ないということ、どのあたりで折り合いをつけていくのがよいのであろうか。両者の折り合いがつくようなものがなければ、5年後、10年後に調査をすると、同じように賛成、反対が出てくるだろう。調査結果を読んでもと全体的にこのようなことが言えると思う。いずれにしても、賛成派にも反対派にも意見があり、新たに改革案を提示していくことは困難な状況にあるという認識である。

安藤委員

私も先生方、保護者、学校評議員の方々の回答を見ても、小学校、中学校の回答を見てもそれぞれの意見が違う。あまりにも結果が違うので驚いた。まず、二学期制については、通知表の回数が減ったので、成績を把握しにくいという意見が多くあったように思う。学校によって対応は異なるようであるが、夏休み前に面接を行っているようである。通知表1枚で数字だけが来るよりも、面接等で細かく課題等について話し合うことができるほうがよいのではないか。そのような工夫によって解決できる問題もあるのではないか。それから、進路指導については、高校入試のシステムが三学期制を前提としているため、課題が多いようであるが、この点についても3年生の夏休み前に行う面接等で課題を明確にして、その課題解決に向けて夏休みを過ごすということを徹底することができれば、解決できるのではないか。

一方、土曜授業、部活等については、難しい問題も多いと思う。また、土曜授業を始めたにもかかわらず、先生方がゆとりを感じていないということである。大変残念なことであると思うと同時に、さらなる工夫が必要であるということを感じる。場合によっては変更が必要な部分もあるかもしれないと感じた。

アンケート結果を報告していただいたが、もしアンケートに自由記述等があったら、その自由記述の中で、気になる点、特徴的なものがあつたら、ご説明いただきたい。

教育指導課長

自由記述については現在まとめを終えて、本日の第3回教育課程検証委員会に資料として提出する予定である。主に二学期制の成果と課題、土曜授業の成果と課題について、ご意見をいただいたところである。重立った内容については、このアンケート項目に沿った内容が多かった。やはり保護者の方の多くは二学期制についての課題を記述されていた。私立の入試を考えている場合、二学期制の自治体に対しては2年生の段階での成績を持参することになるので、非常に課題があるといったご意見であるとか、日本の文化として三学期制のほうが季節を意識しやすく、休みを挟んで新たな気持ちで新学期をスタートできるといったご意見が多かった。

また、評議員の皆様からも、日本の風土に合った三学期制がよいでという意見があつた。また、土曜授業等については、地域の行事等への参加に関して課題が見られるという意見があつたが、その一方で学校の教育活動に参画しやすくなったという意見もいただいている。

安藤委員

ありがとう。

外松委員

6ページについてである。6ページには、二学期制を継続したほうがよいと選択した保護者の方が、その理由を述べている。下のほうであるけれども、中学生の保護者は、定期試験を長期休業直後に行うなど、長期休業中も学習意欲が継続するということに、26.5%の方が支持している。学校によって違うのか、全校で実施されているのか、そ

のあたりはわからないが、夏休み前に面談があり、7月までの学習状況の説明等をしっかりと受けて、夏休みの過ごし方に変化があったと、3割近い方の保護者が実感している。この点についても注目することができると思う。

今回のアンケートには、二学期制で過ごしている児童・生徒の声がない。間に合うのかわからないけれども、例えば、小学校だったら6年生、中学生も全部やるのが難しいようであれば3年生だけというように学年を選んで、実際に二学期制で学校生活を送っている児童・生徒の声が聞けたらよいと思う。児童・生徒の声を聴くことができれば、今後の方向性を探る資料になるのではないのか。

教育指導課長

まず、6ページについてである。この設問は二学期制を継続したほうがよいと回答した方が対象となっている。継続したほうがよいという回答をした方は、中学校の保護者で言えば、全体の13.2%であり、そのうちの26%ということになるので、非常に少ない人数である。資料の説明が不足してしまい申し訳ない。

また、子供へのアンケートの実施については、事前に協議を重ねたところであるが、二学期制は平成19年度から中学校が、そして20年度から小学校が実施しているので、三学期制を経験している子供は、今の中学校2、3年生が小学校1、2年生のときに経験したということであり、二学期制と三学期制の比較が非常に難しいということが挙げられる。そこで、子供の声については、保護者にアンケートをお願いする中で、必ず子供から意見や考えを聞きながら、回答してもらいたいという案内をつけ加えている。子供の意見は保護者の意見の中に反映されているということを受けとめている。

天沼委員

二学期制についてである。中学校の先生は2割程度の方が支持をされているが、あとの8割の方は不支持、わからないということであり、二学期制反対という意味が、この資料から受けとめられるのではないか。小学校は5割程度の方が支持されているが、あとの5割の方は不支持、わからないということである。

子供たちの学びの連続性については、学期の区切りがよく伝わっていないと考えられる。そのあたりの指導のあり方も含めて二学期制に合った指導が行われていなければ、子供たちに伝わる可能性はない。二学期制という認識をしないうで指導していると二学期制の趣旨は伝わらない。

委員長

私も天沼委員がおっしゃっていたことが気になっている。例えば、学びの連続性という言葉が行き交っているが、果たして学校や先生方がこの言葉をどのように受けとめているのか、このデータからわからない。二学期制の目的は、学びの連続性、子供の時間的なゆとり、きめ細やかな指導と評価であり、この3つの柱を立てて、二学期制を導入することになったわけである。二学期制を導入するに当たり、各学校がカリキュラムや指導法をどのように変えていくのか、テストの回数をどのように変えていくのか、そのような対策を実際に打った上で、このような結果が出ているのであろうか。それとも学

校によって対応が異なるので認識がずれてしまうのか。そのあたりを整理しなければならぬと思った。例えば、安藤委員がおっしゃっていたが、ある学校は7月の段階で通知表にかわる学びの記録を作成して、そのデータをもとに三者面談を行っているようである。二学期制のメリットを生かすための方策を学校ごとに考えているのかというところが見えてこないで、このデータをどのように読んでいったらよいのかわからない。また、二学期制のメリットを生かすための方策を学校ごとに考えるということが大事であると感じている。また、保護者の方々は、成績の回数が少なくなったと考えるだろうし、評価に5がついている、4がついている、3がついているというところに目が行くが、この評価の裏づけとなるものは学校や教員でないとわからない。二学期制となりきめ細やかに評価できるということは、保護者の方々には見えにくいところもある。そのあたりのところについても保護者や地域の方へ周知が足りないのではないか。

外松委員

子供たちのアンケートに関して補足させていただく。教育指導課長がおっしゃったように三学期制を経験している子供が少ないわけである。それはそのとおりであるが、部活動でほかの学校の子たちと触れたり、塾に行ったり、お稽古事に通う中で、三学期制の学校の子と触れている子もいるだろうし、親御さんや地域の方は三学期制しか経験していないわけであるから、三学期制の話は折に触れ耳にしていると思う。細かいことを聞くということではなく、子供たちが二学期制という今のスタイルをどのように考えているのか、どのように受けとめているのか、生の声が聞けたらということである。誤解があるといけないので、つけさせていただいた。

教育長

示唆に富んだアンケート結果である。この結果を見るとさまざまなことを考えさせられる。二学期制の導入は、大変大きな教育改革であったわけである。このときは、授業時数の問題、新しい指導要領の問題があった。そのような背景の中で二学期制にすることにより、子供たちの学力も含めた、さまざまな課題を改善していくという強い意向があり、二学期制の導入を進めてきた。その過程では当然のことながら校長会、教員とも話し合いながら、検討委員会も設け、そして試行としてモデル校をつくった。その学校で1年間試行してみて、その結果も受けて、5年ぐらいかけて二学期制を導入したという経過があった。中学校は小学校より早く平成19年から二学期制に移行した。しかも、完全実施からまだ5年、6年ということである。このアンケート結果を見ると、まだ二学期制の目標が必ずしも周知されていないようである。まだ5年しかたっていない中で、我々はこの結果を見て、二学期制が全く評価されていないから三学期制に戻すというのはあまりにも短絡的であると私は思っている。これから5年間をかけて、二学期制のよさを各学校にきちんと周知するという手だてを講じる方法もあるわけである。ただ、もう一方で、学校のさまざまな問題、課題を、二学期制でクリアできたかということ、二学期制だけではクリアできていない。受験の問題については、親御さんの不安がアンケート結果として出てきている。この現実を直視しなければならないということも私は感じている。

どのような答申が検証委員会から出されるかわからないが、このアンケートを踏まえ、また、学校の実態を各先生たちに十分議論していただき、教育委員会に答申していただくことになる。教育委員会としては、この検証を必要以上に長くやっていくものではないと考えているので、可能であれば今年度中に一定の方向性を教育委員会の責任のもと出していく必要があると思う。各委員におかれては、この問題について答申が出た後、議論していただき、今後の方向性を出していただければありがたい。

私もこのアンケートを見て、さまざま感じるところがある。先週の金曜日が終業式で、今日が始業式である。まさに二学期が今日始まったわけである。そのような意味では、土日の二日間を挟んで二学期が始まっているわけで、そのことの意味というものを我々としてもしっかり捉えて、三学期制に戻していくのか、それとも二学期制を維持しながら、二学期制の評価されることをさらに伸ばしていくのか。大変大きな課題であるが方向性を示さなければならないと思っている。それから、土曜授業については年8回、実施している。23区の中でもさまざまな状況があるが、そのようなものを参考にしながら、土曜授業のあり方についても答申が出されるので、今後の土曜授業のあり方についても議論していただければありがたいと思っている。今年度の後半の教育委員会にとって、大変大きな課題であるけれども、ぜひよろしく願います。

委員長

教育長がまとめていただいたので、今後も議論していくということでもよろしく願いたいと思う。

それでは、次の報告、である。 番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願いします。

外松委員

子育て支援事業を計画するに当たり、このニーズ調査を行うので、調査をお願いする調査対象の方々が多岐にわたっている。その回収、集約については、非常に多くの労を要すると思うけれども、練馬区の子育て支援事業計画をよりよいものとするために大変であると思うが、どうぞよろしく願います。

天沼委員

回答者であるけれども、中学生用と高校生用が生徒、そのほかは保護者ということになるか。

子育て支援課長

基本的には保護者である。

天沼委員

わかった。

委員長

大変大々的なニーズ調査ということで貴重な資料になると思う。十分に活用していきたいと思う。よろしく願います。

それでは、次の報告をお願いします。

その他の報告はあるか。

教育総務課長

資料9である。教育委員会の後援名義の使用承認事業である。

11月実施事業分は8件である。内容についてはお目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

よろしいか。

ほかに報告はあるか。特にないか。

それでは、この後は授業の視察となる。本日の定例会は視察の終了をもって終了とさせていただきますのでよろしく願います。